

# 平成21年度予算編成における 重点施策の要望書

長野市議会・市民ネット  
池田 清  
布目 裕喜雄

# 目 次

はじめに.....	1
総務部関係.....	1
企画政策部関係.....	2
財政部関係.....	3
行政改革推進局関係.....	3
生活部関係.....	4
保健福祉部関係.....	4
環境部関係.....	5
産業振興部関係.....	6
建設部関係.....	7
都市整備部関係.....	8
教育委員会関係.....	8
水道局関係.....	9
防災及び消防局関係.....	10

\* マーカー部分は重点項目

## はじめに

平成21年度は第4次長野市総合計画・前期基本計画の折り返しの年となります。重点施策推進本部において、総合計画における基本施策並びに前期基本計画における重点施策の進捗を検証し、単年度における優先施策が方向付けされたものと考えますが、こうした検証のプロセスが市民に見えにくくなっているのではないのでしょうか。厳しい財政状況のもとで都市内分権という住民自治の新しい仕組みを構築し住民参加によるまちづくりを進めていく上で、市民の税金が「選択と集中」のもとでどのように生かされるのか、絶えず市民の理解と合意に支えられる市財政のありようが問われていると考えます。総合計画、基本計画に照らした「選択と集中」がわかりやすく開示・説明されることが必要です。

自治体を取り巻く厳しい財政環境のもとで、効率的で簡素な行政機構の構築は喫緊の重要課題であると同時に、一方で多様化、高度化する市民サービスのニーズに量的に、また質的にどのように応えていくのか、市民との協働の本質が問われる今日でもあります。

平成21年度予算編成にあたり、平成19年度まちづくりアンケートから「特に力を入れてほしい施策」として上位にのぼった「医療体制の整備・充実」「介護予防、介護サービスの充実」「利用しやすい行政サービスの提供」「子育て支援の充実」「バスや鉄道などの移動手段の確保」「安定した雇用の確保」等に応えられる重点施策・優先施策の設定が求められるところでもあります。

わたしたち市民ネットは平成21年度予算編成にあたり、広がる地域格差、所得格差をなくし、市民が明るく豊かに安心して住める地域づくりを進める立場から、市行政全般にわたる重要事項の対応と予算措置について次の通り要望します。

## 総務部関係

1. 情報サービス向上のため地上デジタル化に対応したテレビ受信体制と、市政・市議会情報を全戸に伝達できる体制を早急に確立し、地域間に格差を生じないよう万全を期すこと。
2. 災害時における要援護者の避難支援については地域の自主防災会、消防団、自治会などが情報を共有し、迅速な対応ができるよう万全を期すこと。
3. 職場の仕事量に見合っただけで職員の確保に努め、時間外勤務が月80時間を超えるような過重労働となる事態を招かないように努めるとともに、メンタルヘルスに万全の対策を講じること。
4. 嘱託、臨時職員など非正規雇用の職員については官によってワーキングプ

アーを生み出すことにならないよう賃金・労働条件の改善を図ること。

5. 「防犯まちづくり推進条例」施行にあたっては、人権擁護の観点から慎重を期すとともに、防犯に関する自主的な活動に対する財政支援を拡充すること。
6. 本庁第一庁舎の改築については「あり方懇話会」の提言を尊重するとともに、設計にあたってはユニバーサルデザインを基本とし、障害者団体など利用する側からの意見を反映させること。

## 企画政策部関係

1. 都市内分権の推進にあたっては、審議会の答申だけでなく、市議会の意見を尊重して進めるとともに、30地区に設置する「住民自治協議会」は住民の当事者意識の醸成を最優先し、地域の実情に即したものとなるよう取り組みに十分な時間をかけること。また、一括交付金についても地域からの意見を尊重して地域間格差を生じることのないよう万全を期すこと。さらに住民自治協議会が行う「選択」事務は、地区ごとの優先順位を尊重しつつも、いずれも必要不可欠な事業であることから、最低限の事業達成水準を確保し、市域全体の活動の底上げを図ること。
2. 信州新町、中条村との合併は法定協議会で審議されているところであるが、合併町村においてサービスの低下、新たな過度な負担を生じないように配慮すること。
3. 長野広域連合が運営している老人福祉施設の法人化については利用者を始め関係者の理解を得るため、説明に十分な時間をかけること。
4. 地域公共交通の再生・活性化は喫緊の課題である。市民の足を守り維持するために策定された「市バス路線網再編基本計画」並びに「市バス路線等研究会」でまとめられ、交通対策審議会の議を経た「将来にわたり持続可能な長野市バス交通システム」(案)を基本に、国の活性化支援策を活用し、早期に具体化を図り、都市インフラとしての地域公共交通網を整備すること。また、CO2削減など環境の側面からも全市的なバス利用促進策を講じるとともに、市職員がその先頭に立つこと。
5. 疲弊する中山間地の公共交通の確保については、廃止代替バスの維持とともにデマンドタクシー運行の補助を行うとともに利用促進について運行主体に助言を行うこと。
6. 北陸新幹線の金沢延伸に伴い「経営分離」される並行在来線は、鉄路存続を堅持し、県や関係自治体と連携し対応策に万全を期すこと。
7. パブリックコメントをはじめとする「まちづくり提案制度」は、政策決定に市民の意見が十分に反映できるような制度として見直すこと。

## 財政部関係

1. 地方自治体財政強化のため自主財源の増大を図り、地方交付税の適正配分を確保するとともに、国の公共投資に伴う地方自治体の負担転嫁を避けるため、税源委譲を国に強く働きかけること。
2. 市税等の収納率を高め、滞納者対策を強化し、税や保険料等負担の公平を図ること。
3. 財政構造改革プログラムの実施にあたっては、市民サービスを低下させないよう特に留意すること。
4. 談合のない公明正大な入札制度に心がけ、随意契約を極力減らすとともにチェック体制を強化し、透明度を高めること。またILO94号条約（公契約における労働条項）を重く受け止め、地域の公正労働基準を上回るような契約とすること。
5. 第4次総合計画の進捗を検証する重点施策対策本部の議論の経過が見え、市民にわかりやすい予算編成とすること。

## 行政改革推進局関係

1. 第2期を迎える指定管理者制度にあたっては、選定過程の情報開示を進め、透明性を高めるとともに、モニタリング評価を踏まえ、サービスの向上と雇用の確保に万全を期すること。法令順守違反には厳正に対応すること。指定管理者の選定では、地域振興に鑑み、指定管理者の実績や地元事業者の育成の観点を加味した明確な選定基準を付加し、地元民間事業者の活用を図ること。また、指定管理者が変更する場合において、従業員の雇用継続が図られるよう指導・監督すること。
2. 「行政評価システム」は事務事業評価から施策評価、政策評価へと拡充するとともに、市民にわかりやすい情報開示に努め、また第三者評価制度と検証制度を導入すること。
3. 利用者負担の見直しにあたっては、市民サービスの低下、過度で急激な負担増とならないように慎重に対応するとともに、各種行政サービスの利用促進向上策を優先し取り組むこと。
4. 行政改革大綱・集中改革プランについては市民へのサービス低下とならない観点から、定員適正化目標など設定数値に固執せず、必要なサービスを提供できる人員確保に努めること。

## 生活部関係

1. 男女共同参画社会実現に向けて、各種審議会等の政策方針決定の場や住民自治協議会、区長会等地域社会活動の役員に一定割合で女性が参画するよう目標を数値化して取り組むこと。ファミリーサポートセンターの一層の充実、男女共同参画センターの相談機能と講座の充実を図るとともに、次世代のリーダーの育成に力を入れること。
2. 国民健康保険財政の安定的な運営に向けて、疾病予防・早期発見・適正受診等による医療費の適正化を図るとともに、収納率の向上に努めること。
3. 長野市民病院は、市民の医療ニーズに即応した良質で効率的な医療を安定的に提供するため、更なる診療体制及び診療機器の充実を図ること。  
また、増床した100床がフル稼働できるための医師、看護師の確保に万全を期すこと。
4. 不当請求や悪質な通信販売等による被害が急増している中、相談窓口の充実と市民への適切な情報提供等により消費者支援対策を推進すること。また、市民の立場に立った「長野市消費生活条例」を制定すること。  
市民法律相談は、希望者の増加に対応するため、相談回数を増やしたり、相談時間を延長するなどの充実策を講じること。
5. 計画変更した斎場の整備については、地区住民の協力を得るため丁寧な説明を行うこと。また、人生の終焉の場所にふさわしいものとするため、設計にあたっては先進他施設を参考にするとともに、1日も早い供用を目指すこと。

## 保健福祉部関係

1. 市民と綿密に作り上げてきた地域福祉計画を都市内分権の大きな柱として位置づけ、策定が思うように進んでいない地域福祉活動計画をゼロから住民の声を積み上げていく方式でまとめ実施していくための支援を積極的に行っていくこと。
2. 私立の保育園・幼稚園への助成を強化し、事業所内保育への運営費助成をはじめ、延長保育・夜間保育・障害児保育・乳児保育・一時保育、病後児保育等の保育ニーズを充実させること。
3. 三輪保育園は平成21年4月から法人の運営となるが、保護者の不安を抱くことなく安心して預けられるとともに子どもたちが安全に楽しく過ごせる環境の確保に努力すること。
4. 子どもに関係する縦割りの部局を、生まれる前から青年期になるまで継続した支援を行える部局（子ども部局など）に横断的に再編し、一体化した施策を推進すること。

5. 介護保険制度について、より一層の周知徹底と、現在は入所施設でのみ活動している介護保険相談員の養成を積極的に行い、地域でも相談ができる体制の構築に努めること。
6. 後期高齢者医療制度は、医療費抑制を狙う制度設計から「保険料負担の軽減」「保険料の徴収」「医療サービスの持続的な享受」など根本的な課題を残している。抜本的な見直しを国に対して働きかけること。
7. 障害者自立支援法の施行に伴う 1 割負担はサービス利用者に大きな負担になっている。この制度について応益負担の見直しを国に対して働きかけること。また、地域生活支援事業は実施主体が市であることから「だれもがあたり前に暮らせるまち」をめざし、市単独の補助を増やしていくこと。
8. 「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」の理念に基づき、部落差別をはじめとするあらゆる差別の根絶に取り組むとともに、「人権侵害救済法」制定に向け積極的に取り組むこと。また、人権を確立するための市民運動組織を存続・強化させること。
9. 市民健康診査及び各種がん検診等の受診率を向上させ、疾病の早期発見になお一層努めること。また、本人負担額は現行制度を維持すること。
10. 全国的に深刻な産科医、小児科医不足に対しての対策を、関係機関と協議し市民の医療への不安解消に務めること。

## 環境部関係

1. 地球温暖化防止対策として、アイドリングストップの推進、クリーンエネルギーの利用促進、新エネルギーの推進、特に小水力発電や太陽光発電への補助金を増額すること。また、全国で進む「カーフリーデー」の取り組みを長野市でも具体化するとともに、「エコ通勤」への政策誘導など実効性のあるマイカー利用抑制施策を推進すること。
2. 市民・事業者・行政により構成される「ながの環境パートナーシップ会議」の活動に環境管理課だけではなく関係各課の積極的な参加を促し、「アジェンダ 21 ながのー環境行動計画-」を具体的に推進すること。
3. 平成 21 年 10 月から導入が予定されている家庭ごみ処理手数料有料化にあたり、現在、住民への説明会が行われているが、手数料の用途などについても丁寧な説明を行うとともに出された意見をきちんと受け止めること。また、再分別収集やリサイクルの徹底、生ごみ処理等、ごみの削減に努めること。
4. ごみ焼却施設建設については、環境アセスメント実施にあたり建設予定地の住民の他、周辺の地区住民へも丁寧な説明を行うこと。

## 産業振興部関係〈農林業〉

1. 「中山間地域等直接支払制度」の一層の充実を図り、対象指定地域のすべての農地に適用させること。
2. 地域奨励作物支援事業を継続しさらに拡充すること。
3. 遊休荒廃農地の調査結果を踏まえ、農地の復活・有効利用策のスキームをつくとともに、農業公社のもとで、後継者不足や過疎の進行による遊休荒廃農地の活用を抜本的に前進させること。
4. 実効性のある「地産地消・旬産旬消推進計画」を策定し、消費者に生産者の顔の見える関係づくり、地域内自給の向上を推進するとともに、食の安全の確立に向け指導監督体制を強化すること。
5. 都市部と農村地帯の交流（グリーン・ツーリズム）については、魅力ある農山村の体験内容及び県内外に向けた積極的なPR等の支援で参加者の拡大を図ること。
6. 多面的機能を有する森林を緑の社会資本と位置づけ、広く市民の理解と協力を得ながら、間伐等を集中的に進めること。
7. 深刻化する有害鳥獣被害に対し積極的な援助と指導を進めるとともに、野生動物と共存する集落（里山）づくりをめざすもこと。

## 産業振興部関係〈雇用・商工・観光〉

1. 中小零細企業に対する資金融資など、金融貸し渋りによる倒産などを未然に防止する対策を早急に確立するとともに、金融機関に対し融資条件の緩和、金融商品の周知を図るなど積極的に働きかけること。
2. 全就業者の3分の1を上回る非正規雇用の増大、景気後退下における期間工の雇い止めなど厳しい雇用情勢にかんがみ、安定した雇用の拡大・確保、情報提供、共同・協業化などの積極的な支援策の具体化を図ること。特に若年労働者の雇用確保、フリーター・ニート対策を強化すること。
3. 県勤労者福祉センターの跡地について、元々が勤労者のための施設であったことを踏まえて有効活用を検討すること。
4. まちづくり3法の改正を踏まえ、市商業環境形成指針を厳正に施行するとともに、大型店の進出については、産業全体の調和ある発展、地域商店街の活性化の見地から、引き続き土地利用を基本に対応すること。
5. 新たな工業団地の造成を急ぐとともに、積極的な地場産業の育成と企業誘致を図ること。
6. 情報発信都市としての性格を積極的に打ち出し、知的クラスター創生事業を踏まえ、情報・研究などのソフト産業の積極的な育成を図ること。
7. 善光寺御開帳のイベントを軸に、広域観光の中核として、観光客拡大と滞



在型観光への転換に向けた具体的な対策を講じること。また、長野コンベンションビューローと連携し、多様なコンベンション誘致・開催を積極的に行い、より経済波及効果を高めるまちづくりを進めること。

8. 聖山パノラマスキー場の廃止方針を踏まえ、残る飯綱高原・戸隠の2スキー場について、グリーンシーズンの活用やイベントの誘致などをはじめ、地域振興と合わせた活性策を早期に講じること。

## 建設部関係

1. 平成19年度まちづくりアンケート結果から「公共施設や歩道がすべての人にやさしく暮らしやすいつくりとなっていない」とする市民の声に着目し、生活道路の確保・整備、歩道及び自転車道の整備、段差解消などを重点に、道路の改良整備を促進すること。
2. 千曲川、犀川をはじめ、あらゆる河川の危険箇所について、早急な築堤、護岸、河床の整備など国、県への働きかけを一層強め、水害対策には万全を期すこと。また河川の改修、築堤にあたっては、水草や水辺の植生に配慮するとともに親水公園や桜堤など自然を活かした美しい景観を取り入れること。
3. 浅川流域の治水対策は、県と連携し流域住民の合意のもとに内水対策をはじめとする課題解決に万全を期すこと。
4. 公共用地などの利用による遊水池の設置、貯留施設の建設、堪水排水機場の完備に努めること。また、雨水処理については、貯留タンクの普及、空浄化槽の活用などへの補助など指導とPRを行い、宅地内処理を積極的に行うこと。
5. 市民の必要度にこたえ、住宅の耐震診断及び耐震補強工事補助事業を拡充し、住まいの安全度を高めること。
6. 市営住宅の計画的な建替え事業を推進するとともに、民間アパート等を活用し、生活困窮者等への対応策を強めること。バリアフリー化、ケア付住宅など多様な市民要望に応えられる住宅建設および居住水準の向上を図ること。また、入居基準の緩和とともに、困窮度や特に入居抽選もれ回数を考慮した制度をつくること。さらに、子育て支援の観点から、子育て世帯に対する優先入居制度を設け対応すること。
7. 市営住宅への指定管理者について、日常的な指導・監督のもと市民サービスのより一層の向上を図ること。
8. 建設リサイクル法に基づく処理及び指導体制の充実を図るとともに、施設・建物の解体等にあたってはアスベストの飛散防止策を厳重に講じること。
9. 公営施設において太陽光発電システムの導入を図るとともに、個人住宅への導入についての補助を拡充すること。
10. 耐震構造基準の強化に対応できる態勢を整えるとともに、よりスムーズな

建築確認申請手続きを進めること。

## 都市整備部関係

1. 「車優先のまちづくり」から「ひと優先・公共交通優先の歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」への転換を基本に、住環境・自然環境・産業振興にバランスのある土地利用を図ること。都市計画道路の検証・見直しは、市民合意のもとに大胆に進めること。
2. 長野駅周辺第二土地区画整理事業は、市民合意、市民参加のもとに、長野駅東口の新しい顔と街づくりに向けて一層事業を推進するとともに、長野駅東西の均衡ある開発を進めること。
3. 住区基幹公園において、大規模な都市計画公園の整備ありきではなく、近隣・地区公園の整備を重点的に進め、市街地における緑のまちづくりを推進すること。また、災害時の避難場所として整備、維持、管理に努めること。
4. 長野中心市街地活性化は、善光寺周辺の世界遺産指定を視野に入れつつ、認定された「活性化基本計画」に基づき、商店街や地域住民とともに歩いて楽しい歴史のまちづくりを着実に進めること。さらに街中居住の一層の進展を図ること。
5. 長野市景観計画の実効ある運用を進めるとともに、市街地のマンション建設にあたり、「市中高層建築物の建築にかかる紛争の防止及び調整に関する条例」を一步とし、更に「高さ制限」等を盛り込む検討を進めること。

## 教育委員会関係

1. 小中学校施設の耐震化事業は、国の特例制度を活用し前倒しされているところであるが、危険度の高い39棟の早期事業化にあたり、情報開示のうえ事業計画年度を提示し具体化すること。また、事業完了までの間、耐震化対象学校施設における児童生徒の安全確保策について万全を期すこと。
2. 小中学校の教職員が児童生徒と向かいあう時間を十分確保できるように、30人学級の実現と教職員定数増を関係機関に働きかけること。
3. 学校給食における「食の安全」に万全を期すとともに、加工冷凍食材から地産地消・食材使用への転換を図ること。合わせて、学校給食センター方式から自校給食方式への転換を十分に検討すること。
4. 障がいのある児童生徒の発達を保障するため、小中学校の特別支援教育支援員を増員すること。
5. 学校や学校復帰を前提とした適応指導教室・中間教室等に通えない子どもたちの居場所や保護者が相談できる場を設けること。また、NPO等が行っ

- ている子どもからのSOSを直接受け止める電話相談等への支援を行うこと。
6. 図書館サービスの充実、格差解消に向け、歩いて行ける範囲に図書館分館網を確立する基本計画を策定すること。また、学校図書館を含めた司書の配置をはじめ、職員の資質向上を図るとともに、利用しやすい体制づくりをすること。
  7. 「放課後子どもプラン」は、本年度実施した4小学校区の取り組みを検証し、児童館・児童センターの利用者が混乱しないよう各地区の運営委員会と連携を密にしながら取り組むこと。保護者が留守のため生活の場として児童館・児童センターを利用する子どもたちが安心して過ごすことのできる施設環境の整備、職員体制を確保すること。また、コーディネーター、地域におけるボランティア等の人材の育成、確保を急ぐとともに充実した助成を行うこと。
  8. 公民館への指定管理者制度の導入は、住民自治協議会の成熟度合いを見極め、拙速な取り組みにしないこと。公民館運営主体の現場の声を踏まえ、当分の間は直営を維持し、社会教育・生涯教育の拠点としてさらに機能するよう、住民自治協議会との連携を図ることを基本方針とすること。
  9. 生涯学習センターを市民が生涯学習の拠点として活用できるよう、市民から広く運営委員を募り、魅力ある講座づくりを行うこと。

## 水道局（上下水道部）関係

1. 上下水道の一元化に伴い、増大する仕事量に応じた人員配置を行うこと。
2. 水道事業は公営が基本であり、安全で良質な水をより安く市民に供給することが水道事業の使命である。民間委託されている犀川浄水場の運転管理業務は「水の安全」を最優先する監督指導態勢を確立するとともに、浄水場業務の民間委託拡大は安易に行わず慎重に検討すること。
3. 策定される地域水道ビジョンの具体化にあたっては、市民参加と情報公開を徹底し、安全・安心・安定を基本とした取り組みとすること。
4. 水道水源の安全確保には万全を期すとともに、水環境保全条例の地域指定水源の保全整備を推進し、水質管理体制の強化に努めること。
5. 送・配水管の老朽管の布設替えを進め、破裂、漏水を未然に防ぐこと。
6. 汚泥処理については法令基準を上回る独自基準を確立し、より環境に配慮した適正な処理を図ること。
7. 民間委託された検針・徴収事務について、その効果を厳しく検証するとともに、法令順守違反については委託取り消しをはじめ厳正に対応すること。

## 防災及び消防局関係

1. 「長野市地域防災計画」に基づき、災害の危険区域箇所総点検を実施し、災害に強い都市づくりのために自然環境保全を基本とした総合防災対策及び体制を確立すること。また、県と協議し「長野市地域防災計画」の中に原発事故等による原子力防災対策を盛り込み、対策を進めること。
2. 消防と救急の兼務の検討にあたっては、市域の地理的特性等を考慮し、命の安全に地域格差が生じることのないような地域消防体制を確立することを基本に取り組むこと。3 消防分署の消防と救急の兼務体制は撤回すること。
3. 消防局の機能強化を生かし、さらに消防・救急・救助活動機能を向上させるため、通信施設や装備・車輛等の適正配置を計画的に行うこと。また高規格救急車の増車を図るとともに、救急救命士の養成を計画的に進めること。
4. 消防の広域化にあたっては、消防は市町村事務であるの基本に立ち、東北信地区2本部体制を限度とし、市民ニーズを把握しながら慎重に対応すること。
5. 災害に強いライフライン（水・食糧・道路・交通・GPS通信）の確保と防災施設の充実、災害等に向けて本庁・支所における指揮、命令、情報の一元化を図ること。
6. 武力攻撃事態法及び国民保護法に基づく「国民保護訓練」は、参加実施を見送り、武力攻撃事態等の発生を未然に防ぐための取り組みを基本とするとともに、自然災害に対する防災訓練を抜本的に強化すること。
7. 幼児・園児・児童・生徒・高齢者・障害者・傷病者など災害弱者対策に万全を期すとともに、災害時要援護者支援について平時から情報を共有し、要援護者一人ひとりの避難支援プランを早期に策定すること。また、自主防災会単位の訓練を強めるとともに、助成措置を講じること。
8. AED（自動体外式除細動器）の設置について、すべての公共施設、スポーツ施設等への普及を促進すること。
9. 被災後の対応策として、ボランティアセンターの立ち上げ、ボランティア受入を含む、避難・生活支援・復興のシミュレーション訓練を取り入れること。また、あらゆる災害時に対応できるよう、市民および外国人に対する応急処置技術の普及啓発を積極的に進めること。

以 上